

「税金の無駄遣い」

御代田町長賞 御代田中学校2年 小須田 カレラ



小須田カレラさんと前教育長

佐久納税貯蓄組合連合会にて、応募いただきました11校、444編の作品を9月12日の作文選考会の場において、厳正なる審査の上、税務署長賞および各賞の入選作品を決定しました。
御代田町からは御代田中学校2年の小須田カレラさんが入選し、11月12日に授賞式が行われました。ここでは、その作品を紹介します。

誰でも一度は税金が高いと思ったことがあるでしょう。私はお小遣いで買い物をしたとき思ったことがあります。そこで調べてみると国税と地方税があり、国税には最初に述べた買物をしたときに納める消費税や所得税、自動車重量税などがあり、地方税には住民税や固定資産税があり日本の税金の種類は約五十種もあると知りました。そしてその沢山の税金は何に使われているのを知りたいと思いました。
身近なものだと私たちが使用する教科書や学校そのものも税金でできています。この税金の使い方はありますか。このだと思っています。
一方調べていておかしなところがあったのは政治家の給料です。政治家の給料は税金から出ていますが月百三十万円とおかしな金額になっていま
す。さらに期末手当を入れると年収二千万になります。そこで私は外国の政治家の給料を調べてみると日本の政治家は世界で三番目に給料が高く、中国と比べると十倍ほどの給料をもらっていることが分かりました。その割には審議中の居眠りや喫煙のための離席などが目立っています。私はそんな人たちに税金は使って欲しくないと思います。税金は生活を豊かにするものであって政治家の給料のために払っているのではありません。もっと適した使い所があります。
例えば、子どもが老人ホームに入れない家族を介護したり、家事をしなければいけない「ヤングケアラー」がいるのはご存知でしょうか。具体的には家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うような責任を引き受け、家事や
家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、十八歳未満の子どものことでそのようなヤングケアラーのために老人ホームの費用負担などに税金を使い、助けられる方も増えるでしょう。これは一例にすぎません。このような問題が日本には沢山あります。
政治家の給料に払う税金二千万で困っている国民を救うことができるのです。今の政治家にはその重みを知って、給料相応の活躍をして欲しいと心から願っています。
最後にこの税作文を通して今まで税にはあまり関心がありませんでしたが、税の使われ方を知って身近に感じるようになりました。将来は消費税以外の税とも関わってくるので税の知識を身につけて、立派な納税者になりたいです。

自転車用ヘルメット購入費補助金の申請はお済みですか？

自転車利用にはヘルメットが重要!

- 自転車事故で亡くなった方の多くが頭部を損傷しています
- 道路交通法により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています
- すべての世代でヘルメットの着用が重要です

補助の概要

令和6年4月1日以降に購入した自転車用ヘルメットの購入費を補助します。
※3月31日で補助金の受付は終了となります。早めの申請をお願いします。

- 自転車用ヘルメットの購入額の2分の1を補助します。【補助上限額 4,000円】
- ヘルメットの安全基準(SGマーク等)が確認できるもの・領収書を添付して補助金申請書兼請求書を総務課庶務係に提出してください。
- 申請様式は町ホームページに掲載しています。また、総務課庶務係の窓口で配布しています。



申請できる方

御代田町にお住まいで、町税等の滞納が無い方(未成年者の場合は、同一世帯の保護者)
※未成年の方以外は使用されるご本人が申請してください。
※令和6年度に購入された方は3月31日までに申請してください。

問い合わせ先 総務課庶務係 (32)3111

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車乗車中の罰則規定が新たに整備されました

11月1日の道路交通法改正により、自転車乗車中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であることおよび自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されました。

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- 違反者は、**3年以下の懲役または50万円以下の罰金**
- 自転車の提供者は、**3年以下の懲役または50万円以下の罰金**
- 酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役または30万円以下の罰金**

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

- 違反者は、**6月以下の懲役または10万円以下の罰金**
- 交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役または30万円以下の罰金**



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

- 危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。